

「父に子引き渡しを」

ハーグ条約 名古屋高裁差し戻し審

国境を越えた子の連れ去り防止を定めた「ハーグ条約」に基づき裁判所の返還命令に

従わないのは違法として、米国在住の父親が息子(13)を連れて帰国した母親に息子の引き

渡しを求めた人身保護請求の差し戻し審で、名古屋高裁は17日、父親の請求を認める判決を言い渡した。

戸田久裁判長は、息子が「米国での生活に不安があり、日本に残

りたい」と話しているとしつつも「来日以來、母親に大きく依存して生活せざるを得ない状況にあり、母親のもとにとどまるかどうか決めるための多面的な情報を十分得るのは困

難だった」と判断し、母親の不当な心理的影響も指摘した。

その上で、母親が返還命令に従わず、息子を父親に引き渡さないのは明らかに違法と結論つけた。

1審の名古屋高裁金沢支部は昨年11月、請求を退けたが、最高裁は今年3月破棄し、審理を名古屋高裁に差し戻した。【野村阿悠子】